

地域計画の変更手続きと農振除外について

- ① 令和7年4月から農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地を、農業振興地域農用地から除外をする場合は事前に地域計画の変更手続きが必要です。
- ② 農振除外の変更案の公告・縦覧は、地域計画の変更公告後に行う必要がありますので、地域計画内の農振除外を申請する場合は同時に地域計画の変更の申請をお願いします。

地域計画



農振除外